

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年9月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年9月17日	株式会社はなぶさ(法人番号9340001016119) 代表者 羽子田龍作	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)17条第3項 ※貨物自動車運送事業 法は、令和7年4月1日 施行以前の条文で記載 している。	令和7年2月20日、過積載運転があった 旨の公安委員会からの通知を端緒に監 査実施。1件の違反が認められた。(1)過 積載運送(法17条第3項)	2	2
	鹿児島県薩摩郡さつま町 西新町20番地12	鹿児島県薩摩郡さつま町 西新町20番地12、20番地8					